

# 実 施 計 画 審 査 書

堺 環 共 第 1142 号

平成 29 年 12 月 28 日

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信 様

堺 市 長

竹 山 修 身

(仮称) 堺市美原区黒山東計画に係る環境影響評価実施計画書  
に対する環境の保全の見地からの意見 (申述)

平成 29 年 10 月 31 日付けで提出のあった標記実施計画書について、堺市環境影響評価  
条例第 14 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べ  
ます。

(別紙)

## (仮称) 堺市美原区黒山東計画に係る環境影響評価実施計画書に対する 環境の保全の見地からの意見

環境影響評価の実施にあたっては、次に掲げる事項について適切に対応すること。

### 1. 交通関係

- 市道黒山南北線は生活道路や通学路であることから、来退店車両については、極力国道 309 号を使用するなどの交通誘導計画を検討するとともに、工事用車両等についても、市道黒山南北線を極力使用しない交通処理計画を検討すること。
- 市道黒山南北線の休日退店車両が約 3,000 台/日近く想定されていることから、市道黒山南北線側出入口閉鎖時の国道 309 号の交通量の負荷負担を考慮した交通流対策について、十分検討すること。

### 2. 大気質

- 周辺開発により交通量の変化が予想されることから、工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う排出ガス等の予測においては、周辺開発の開発規模等の確実な情報に基づき、一般交通量を可能な限り適切に設定すること。
- 施設の供用時の予測において、施設の稼働及び施設関連車両の場内走行に伴う最大着地濃度の位置が施設関連車両の交通量の多い道路沿道に出現する場合など、複合的な影響が懸念される場合は、複合的な影響についても予測・評価すること。また、工事中の予測においても、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる最大着地濃度の位置が工事用車両の交通量の多い道路沿道に出現する場合など、複合的な影響が懸念される場合は、複合的な影響についても予測・評価すること。

### 3. 騒音

- 市道黒山南北線に隣接している事業計画地東側の住宅地では、道路交通騒音だけではなく、施設供用に伴う騒音の影響も及ぶ可能性があるため、事業実施時における事業計画地周辺での等価騒音レベルについて調査を行うとともに、予測・評価を行うこと。
- 本市の平成 23 年度の自動車騒音等の測定結果において、河内長野美原線での測定結果が環境基準値を超過していることから、河内長野美原線においても調査を行うとともに、予測・評価を行うこと。

#### 4. 低周波音

- 低周波音の予測手法としては、エネルギー伝搬計算式などの定量的手法を検討すること。

#### 5. 風害

- 施設周辺部の影響が最大となる箇所において、主風向及び影響が最も強くなる風向に対してシミュレーションを行うなど、風速の増加の程度を検証し、その結果を示すこと。

#### 6. 陸域生態系

- 生態系の構造の変化等を予測するためには、注目すべき生物種等の選定後に、その種の移動経路の状況や食物連鎖の状況についての解析（陸域生態系の解析）が必要であることから、陸域生態系の解析結果を準備書に記載すること。
- 事業の実施により要注目生態系（堺市レッドリスト2015）であるヨシ帯が消失することから、それに伴う影響を十分に予測・評価を行ったうえで、その結果に応じたミティゲーションについても検討すること。

#### 7. 地球環境

- 「クールシティ・堺」の実現に資するよう、熱源システム、空調や照明等の採用にあたっては、L2-Tech 認証製品といった高効率機器を採用するとともに、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギーの利用等の先進的な二酸化炭素排出削減対策についても導入の可能性を検討し、本事業による二酸化炭素排出量を可能な限り削減すること。

#### 8. 廃棄物等

- 準備書においては、他の類似施設における廃棄物発生原単位を参考にした値も示すなど、環境への影響を最小限に留めているか客観的に示すとともに、第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に掲げる目標値との整合性の観点から評価を行うこと。

#### 9. 安全

- 歩行者と自動車の動線が錯綜することがないように、歩行者の安全対策を十分に検討し、準備書においては、歩行者の入店までの詳細な経路を示すとともに、安全対策についても記載すること。

#### 10. その他

- 緑化率のより一層の向上のため、壁面緑化についても積極的に検討するとともに、

壁面緑化の計画も含めた具体的な緑化計画図について、準備書に記載すること。

- ヒートアイランド化抑制の観点からもグラスパーキング等について検討を進めるとともに、事業地内の遊歩道等においても、透水性または保水性舗装の採用を検討し、具体的な計画図について、準備書に記載すること。